

※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所区分	管 理 番 号	申告区分
		/		
法 人 名			法人番号	
			事 業 度	令和 年 月 日から 年 月 日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人				
資本金等の額 別表5の2下表3⑨又は⑬、⑮若しくは⑯	①	兆	十億	百万
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 (①×③)/④	②	千	円	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人				
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥	千	円	特定内国法人 国内における非課税事業に係る期末の従業者数 国内における事務所又は事業所の期末の従業者数
差引 ⑤-⑥	⑦			特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は(⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧			%
再差引 ⑦-⑧	⑨			非課税事業を併せて行う法人 国内における非課税事業に係る期末の従業者数 国内における事務所又は事業所の期末の従業者数
非課税事業に係る控除額 (⑨×⑭/⑮)	⑩			
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪			
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫			

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係				
資本金等の額 別表5の2下表3⑨	⑯	兆	十億	百万
法第72条の21第1項第1号に係る加算 ⑯	⑰	千	円	
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 ⑯	⑱			
仮計 ⑯+⑰-⑱	⑲			
資本金の額 別表5の2下表1⑯	⑳			
資本準備金の額 ⑲	㉑			
仮計 ㉑+㉒	㉒			
⑲と㉒のいづれか大きい額 ㉓	㉓			
法附則第9条第1項関係				
資本金の額 別表5の2下表1⑯	㉔	兆	十億	百万
法附則第9条第1項に係る額 ㉔×2	㉕	千	円	
法附則第9条第4項から第7項まで及び第18項関係				
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑯-⑰)	㉖	兆	十億	百万
課税標準の特例に係る控除割合 ㉖	㉗	千	円	
未収金の帳簿価額 ㉗	㉘			
総資産価額 ㉘	㉙			
課税標準の特例に係る控除額 (㉖×㉗)又は(㉖×㉘/㉙)	㉚	兆	十億	百万
法附則第9条第24項関係				
資本金等の額 別表5の2下表3⑨又は⑯	㉛	兆	十億	百万
政府の出資の金額 ㉛	㉜	千	円	
法附則第9条第24項に係る額 ㉛-㉜	㉝			

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	㉛	兆	十億	百万	千	円	外 国 お け る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 期 末 の 従 業 者 数	人
外国の事業に係る控除額 ㉛×㉙/㉚	㉜						期 末 の 総 従 業 者 数	
差引 ㉛-㉜	㉝						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉝×㉙/㉚	㉞						国 内 お け る 非 課 税 事 業 又 は 収 入 金 額 課 税 事 業 に 係 る 期 末 の 従 業 者 数	人
控除額計 ㉝+㉞	㉟						国 内 お け る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 期 末 の 従 業 者 数	